

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第23号

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成27年四日市市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>（特定任期付職員の号給の決定）</u></p> <p><u>第4条 特定任期付職員（条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>（1）高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給</u></p> <p><u>（2）高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給</u></p> <p><u>（3）高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給</u></p>

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

(初任給規則の規定の適用に関する読替え)

第8条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第9条中「第16条」とあるのは、「四日市市一般職の任期付職員の採用等に

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

(初任給規則の規定の適用に関する読替え)

第9条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、初任給規則第9条中「第16条」とあるのは、「四日市市一般職の任期付職員の採用等に

関する条例施行規則（平成27年四日  
市市規則第18号）第6条」と読み替  
えるものとする。

第9条 （略）

関する条例施行規則（平成27年四日  
市市規則第18号）第7条」と読み替  
えるものとする。

第10条 （略）

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（総務部人事課）